

議案第 四一 号

教育長の給与等に関する条例制定の件

教育長の給与等に関する条例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年十二月廿八日

議長 天野 廉



三朝町条例第 号

教育長の給与等に関する条例

第一条 この条例は教育長の給料並びに旅費について定めることを目的とする

第二条 教育長の給料は月額二八〇〇〇円以内とする

第三条 教育長の給料は任命された日から任期満了解任又は死亡の当日まで支給する

第四条 教育長の旅費は町長等給与条例の助役相当額とする

第五条 この条例に定めるものの外給与旅費の支給方法については町長等給与条例に準ずる

附 則

この条例は公布の日から施行する